

住宅ストック循環支援事業に関する 事務事業を実施する者の公募についての公示

平成28年9月1日
国土交通省住宅局長 由木 文彦

本事業は、「未来への投資を実現する経済対策」に盛り込まれているものであり、平成28年度第2次補正予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に事務事業を実施する者を公募するものです。このため、補正予算の成立が前提であり、かつ、今後内容に変更があり得ることを予めご了承ください。

1. 事業の概要

1) 事業の目的

本事業は、住宅ストック循環支援事業を行う者に補助金を交付する者に対し、国が必要な費用を補助することにより、住宅ストック循環支援事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

※本公募は、「住宅ストック循環支援事業」による既存住宅の取得や住宅のエコ化（エコリフォーム、エコ住宅への建替え）の提案の公募ではなく、交付申請等の事務事業を実施する者の公募です。

2) 事業内容

住宅ストック循環支援事業に関する以下の事務

- 事業周知用のホームページ作成と事業に関する情報の提供
- 補助金の交付申請に係る審査及び交付決定
- 完了実績報告に係る審査、補助金額の決定
- 補助金支払いの実施
- 事業に係る相談の受付 等

3) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

予算成立日 ～ 平成29年3月31日

2. 補助対象事業者の要件

次の(1)～(10)までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

- (1) 本事業を行うに当たっての課題及び重視する点を理解していること。
- (2) 事務事業の実施に関する計画が適切なものであること。
- (3) 本事業を的確に遂行する技術的能力及び住宅市場に関する知見を有し、かつ、事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- (4) 事務事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがない者であること。
- (5) 事務事業において知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。
- (6) 事務事業に係る経理その他の事務について適格な管理体制及び処理能力を有すること。

- (7) 事務事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (8) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (9) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (10) 日本国において登記された法人であること。

3. 手続等

1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課 担当：山本

電話 03-5253-8111(内線39-471) 電子メール yamamoto-y2m2@mlit.go.jp

2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 平成28年9月16日18時まで

②場所 上記担当部局

③方法 紙媒体をもって手交又は電子媒体で交付

説明書の交付を希望する場合は、予め1)の担当まで連絡を行うこと。

3) 提案書の提出期限、場所及び方法

①期間 平成28年9月21日18時まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局へ、持参又は郵送にて提出すること。

・正本1部、副本3部提出すること。

・郵送の場合は、書留郵便で郵送すること。(提出期限必着)

・郵送する場合は、封書の表に「『住宅ストック循環支援事業に関する事務事業を実施する者に対する補助事業』申込書在中」と明記すること。

4. その他

- 1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本通貨、単位は日本の標準時及び計量法に限る。
- 2) 関連情報を入手するための照会窓口は3. 1)に同じ。
- 3) 提案書等の作成、提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- 4) 提案書等に虚偽の記載をした場合には、提出された申込書を無効とするとともに、提案者に対して補助事業者の取消を行うことがある。
- 5) 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日、法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- 6) 詳細は説明書による。

以上